

共通番号制度はどのように警察・公安で利用されるか

見えてきた番号制度の表向きの宣伝と裏の素顔

表の顔＝社会保障や税の給付と負担の公平化、国民の利便性向上

裏の顔＝個人情報保護措置の枠外で警察や公安機関による個人情報の収集・利用・共有

共通番号制度とは？

[1] 共通番号制度の目的・・・個人・団体の追跡と社会的・治安的監視

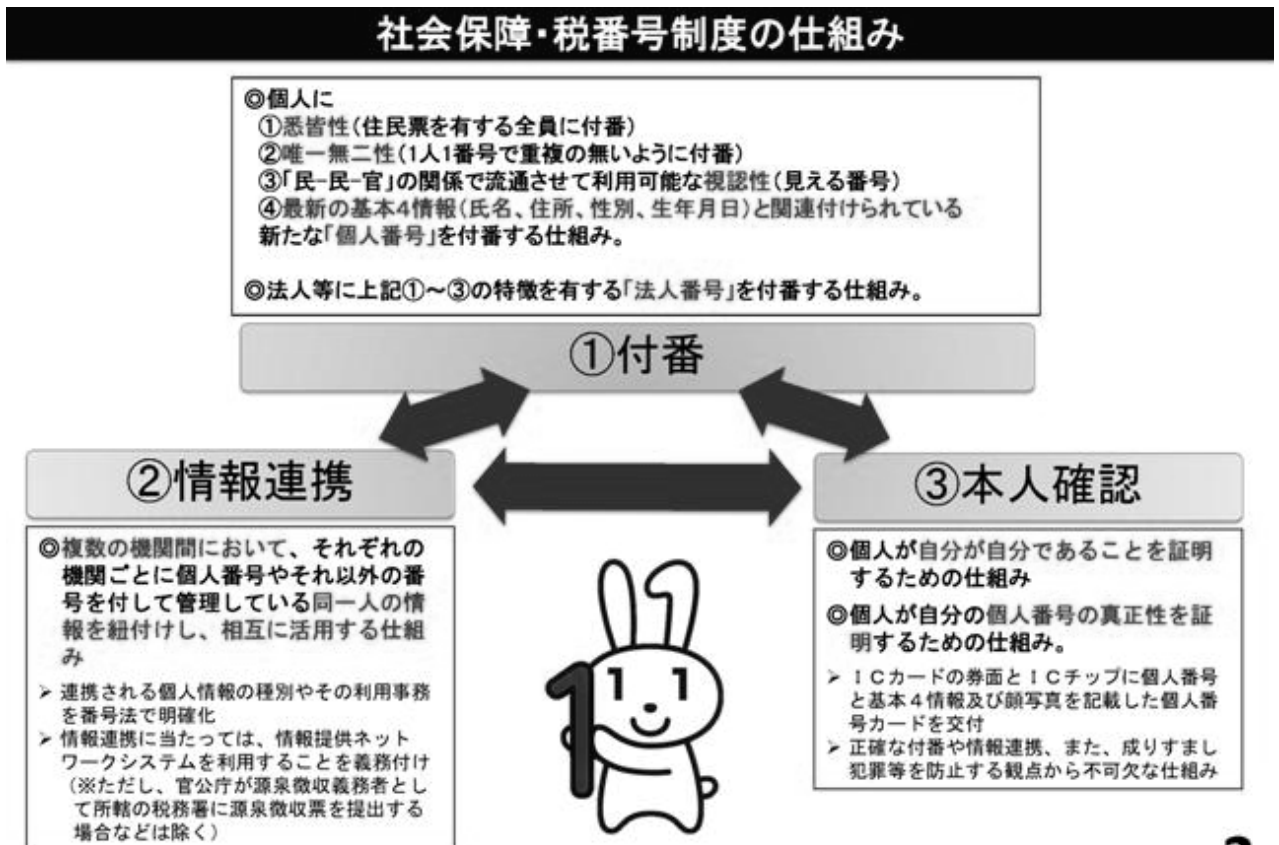
- ・複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための社会基盤
- ・「複数の機関に存在し、かつそれぞれに蓄積される個人の情報が同一人の情報であるという確認を行うための基盤が存在しない・・・国民一人ひとりの情報が生涯を通じて『タテ』につながる必要性や、・・・国民一人ひとりの情報が分野を超えて『ヨコ』につながる必要性が、この基盤なしには充足し難い」「真に手を差し伸べるべき者に対するセーフティネットの提供が万全ではなく、不正行為の防止や監視が必ずしも行き届かない状況にある。」（「大綱」3頁）

※生活保護法改悪（2013.12成立）による調査権限の拡大に番号制度を利用＝受給者監視

- ・番号法の目的規定（第1条）＝税・社会保障のためという規定はない、何にでも使える識別番号識別機能を活用し→効率的な情報の管理・利用・迅速な情報の授受＋手続簡素化による負担軽減＋本人確認の簡易な手段＋行政分野におけるより公正な給付と負担の確保＋行政運営効率化

[2] 共通番号制度の仕組み

(1) 番号制度を構成する3つの仕組み



(2) マイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）の4つの機能

1. 情報提供記録表示（自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのかを確認）
2. 自己情報表示（行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認）
3. ワンストップサービス（行政機関などへの手続を一度で済ませる）
4. プッシュ型サービス（一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示）

(3) 個人情報保護の措置

1) 政府みずから認識する番号制度の危険性

・「番号制度に対する国民の3つの懸念」への対応（「社会保障・税番号大綱」16頁）

①国家管理への懸念

国家により個人の様々な個人情報が「番号」をキーに名寄せ・突合されて一元管理される

②個人情報の追跡・突合に対する懸念

「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ

○ 集積・集約された個人情報が外部に漏えいする

○ 集積・集約された個人情報によって、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりする

③財産その他の被害への懸念

「番号」や個人情報の不正利用又は改ざん等により財産その他の被害を負う

・最高裁住基ネット判決の要件を満たす必要（「社会保障・税番号大綱」17頁）

- ①個人情報をみだりに第三者に開示公表されない
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関・主体が存在しない
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるもの
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がない
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保

・「仮に、様々な個人情報が、本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、本人の意図しないところで個人の全体像が勝手に形成されることになるため、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず（萎縮効果）、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない。」（「大綱」15頁）

2) 個人情報の保護措置

①制度上の保護措置

- ・ 特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成の原則禁止（法第20条、第28条）
- ・ 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定（法第9条・第19条）
- ・ 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（第16条）
- ・ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（法第50条～第52条）
- ・ 特定個人情報保護評価（法第26条、第27条）
- ・ 罰則の強化（法第67条～第77条）
- ・ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

②システム上の安全措置

- ・ 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理
- ・ 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携
- ・ アクセスできる人の制限・管理
- ・ 通信の暗号化

[3] 番号法で利用できる事務

(1) 個人番号の利用

1) 個人番号を利用できる範囲（番号法第9条）

①「個人番号利用事務」

- ・別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。（1項）
- ・地方公共団体が福祉・保健・医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務で条例で定めるものの処理（2項）

②「個人番号関係事務」（3項）＝個人番号利用事務に対する民間等の届出などの手続きで記入

③激甚災害発生時の金銭の支払（4項）

④第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる（5項）

2) 特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供可能事務（抜粋）

番号法第19条（特定個人情報の提供の制限） 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

1. 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務の処理のため
2. 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務の処理のため
4. 地方公共団体情報システム機構が個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供
7. 情報提供ネットワークシステムによる提供（別表第二）
12. 国会の審査・調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査、その他政令で定める公益上の必要があるとき
13. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（注：本人同意だけでは提供できない）
14. その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき

(2) 法人番号の利用

- ・国税庁長官が法人等に対して指定（13桁）。変更不可。官民を問わず制限なく利用提供可能
- ・付番対象（第58条第1項、第2項）

国、地方公共団体、すべての登記法人、税法上届出義務のある法人または人格なき社団など

① 国の機関及び地方公共団体

② 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人

③ ①②以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの

④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等で政令で定める要件に該当し、国税庁長官に届け出たもの

「国家による管理」－番号制度の治安的利用の可能性

〔1〕番号法で合法的な警察・治安管理への利用の可能性

（1）利用事務第9条1項（別表第一）、情報提供ネットワーク利用事務（別表第二）への追加

政府は将来的な警察関係・治安的利用の利用事務への追加を否定していない

※住基ネットでは、住民の利便向上、福祉の増進という住基法の立法目的から、警察・税務では利用しないと国会答弁され、利用せず

①国会答弁 交通違反記録、公安の世界での利用

自民江島〔参院内閣委2013 5/21〕将来、個人番号制度で交通違反記録を把握する可能性は？

○政府参考人（向井治紀君）現時点で駐車違反などの交通記録の確認の事務というものの番号制度の利用は想定していない。「利用範囲の拡大につきましては、番号法の施行状況を勘案し、今後三年後をめどに進めてまいるといふうに法律に書いてございますけれども、一種何といひますか、そういう公安の世界というのはある意味最も比較的遠い世界かなという気はいたします。」

②国会答弁 外国人管理への利用も検討

・民主 藤末〔参院総務委2013 5/21〕将来的には日本国内にいる外国人の管理がターゲットとなる。番号制ができたときにテロ対策も含め横断的な情報管理が必要。外国人の方々を管理できるようなシステムを想定した設計を。

○政府参考人（中村秀一君）今の現段階での利用はもちろん今委員御指摘になったようなものには使えない。ただ委員の御指摘は、そういったことにも対応できるようなシステム設計を考慮するよというお話であると思しますので、その点については承りました。

③政府税制調査会マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ（2013年11月8日21頁）

内閣官房向井審議官「番号を議論している過程で、何でも番号を入れて便利な方が良いという人と、それから、典型的には弁護士会ですが、個人情報保護が大事だ、いわゆる人権派と称される人たちとの様々な議論がある中で、番号を入れるのに一番ハードルが高いのは警察関係です。」

（2）自治体の条例による利用事務（番号法第9条2項）への規定の可能性

福祉・保健・医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務

①「防災に関する事務」として国民保護法関係への利用の可能性

2004国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）

地方公共団体は防災に関する体制を活用しつつ「武力攻撃災害」に対処する国民保護を実施

②「要援護者（要配慮者）」（高齢者、障害者、乳幼児その他）情報の警察等への情報提供

※災害対策基本法改正（2013.6公布）により被災者台帳作成事務で別表第二に追加された事務

障害児入所支援・措置情報、障害者関係情報、精神保健福祉法による入院措置情報、障害児通所支援情報、妊娠の届出情報、介護保険給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報、障害児福祉手当・特別障害者手当情報、障害者総合支援法による自立支援給付支給情報等

(3) 法人番号の団体管理への利用・・・治安的利用にも制限はない

①あらゆる団体に付番される(2013年4月3日衆院内閣委 荒井委員への答弁)

○向井政府参考人 基本的には、全ての法人に番号を振る。税の分野では、人を雇っておれば源泉徴収が発生。法人でなくても、いわゆる人格なき社団等についても納税義務が発生する可能性があり、そういうものは全て付番したい。

②分野横断的に特定の法人等を一律に識別可能(2013年4月3日衆院内閣委山之内委員の答弁)

○向井政府参考人 我が国では、分野横断的に、特定の法人等を一律に識別可能な番号が存在しないということもございますので、この番号制度に法人番号制度を導入した。

③利用規制がなく何に使うのも自由な法人番号(2013年4月3日衆院内閣委大熊委員への答弁)

○向井政府参考人 法人番号は個人情報に該当する個人番号とは異なり、法人番号自体を保護する必要はないので、番号法上、個人番号に比べて法人番号に係る規定というのは限定されている。そのため、法人番号は、官民間問わず自由に機関内の法人情報とひもつけて管理する。

[2] 第9条5項―第19条第12号で提供された特定個人情報の治安的利用

(1) 番号法の規定

- 1) 「提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる」
第九条(利用範囲) 5 第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。 ※目的と必要な限度は提供を受けた行政機関が恣意的に判断可能

2) 刑事事件等+政令26事務に該当すれば、特定個人情報の提供をしてよい

第十九条 十二 国会の審査・調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査、その他政令で定める公益上の必要があるとき

【その他公益上の必要があるときを定めた政令(3月31日公布 平成26年政令第155号)】

少年法、破防法、国際捜査共助法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、不正アクセス防止法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律、犯罪収益移転防止法、国際刑事裁判所に対する協力法など、警察や公安機関をふくめ26項目に提供を認める

3) 刑事事件等+政令26事務に該当すれば、特定個人情報の収集・保管をしてよい

第二十条(収集等の制限) 何人も、前条(第十九条)各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

※「収集」とは集める意思をもって自己の占有に置くことをいう。人から取得する場合のほか、電子計算機等から取得する場合も含む。「保管」とは、自己の勢力範囲内に保持することをいう。

(番号法逐条解説(内閣府大臣官房番号制度担当室 2014年5月12日) 48頁)

(2) 番号法第19条12による利用についての政府等の説明

政府は「捜査・調査した際にたまたま個人番号が含まれていた場合に資料収集が阻害されないために規定」と説明。しかし番号法にはこのような限定はなく、収集・保管・利用・提供を認める。

①リレーシンポ神奈川（平成24年2月26日）

峰崎直樹番号制度創設推進本部事務局「例えば犯罪の捜査とか、そういったところにも使われるじゃないかといった点につきましては、これは司法の領域で、犯罪捜査のために裁判所が許可を許すということ、現実においても、例えば今、警察が、例えば犯罪の捜査ということで、裁判所の許可を得た場合には、私たちの例えば預金通帳を銀行側に対して調べる権限を持っていますよね。犯罪捜査の分野というのは、一般的な法律によって彼らは捜査をできるわけです。

そういう意味で、番号法で私たちがこれから充実させなきゃいけない分野だけでなく、それ以外の分野もどうして入っているのかということについては、今回、犯罪捜査の分野を無理矢理入れたのではなくて、法律上に規定して整理をさせていただいているということですので、何もここから新たに特別にそのことを入れたというわけではございません。」（44～45頁）

②2014年3月7日の衆院内閣委赤嶺委員への答弁

○向井政府参考人 「これらのものにつきましては、一つは、国政調査権でありますとか、あるいは裁判所の手続でありますとか、あるいは一定の行政調査、それらにつきましては、例えば調査した際に、たまたまそのある情報に番号が含まれていた場合、それを持ってこれられないというのは非常に調査の妨げになるということございまして、これらに類するようなもの、例えば刑事事件に類する少年法でございますとか、あるいは、行政調査の中でも、例えば租税の調査ですとか、そういうものを政令事項として定めたいというふうに考えております。」

③政令案パブコメへの考え方での説明

「法第19条第12号及び施行令第24条は、公益上の必要性から、法令の規定に基づく調査手続等において必要な資料の収集が阻害されないよう、特定個人情報の提供・収集を認めるものですが、個々の調査目的を逸脱して、取得した特定個人情報を他の目的のために分析し、活用することは番号法上厳格に禁止されています。」

④東京新聞 2014年4月18日

内閣官房社会保障改革担当室の担当者は「利用範囲の拡大ではなく、提供するだけだ。資料などに付いていた個人番号が分からないと、資料としての価値がなくなる可能性がある。個人番号を二次利用すれば、罰則もある」と説明

⑤番号法逐条解説（内閣府大臣官房番号制度担当室 2014年5月12日）

「(10) 各議院審査等その他公益上の必要があるとき（第12号）

各議院による国政調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、犯則事件の調査、会計検査院の検査において、その調査等の対象たる資料中に特定個人情報が含まれる場合が想定される。例えば、個人番号を漏えいした本法違反の刑事事件において、漏えいに係る特定個人情報を証拠として裁判所に提出する場合などである。このような場合にも調査等を制限することなく行うため、提供制限の例外とするものである。」（47頁）

⑥解説書（「番号法の逐条解説」宇賀克也東大教授※ 有斐閣2014年3月刊 99頁）での説明

「これらの場合には、特定個人情報の提供の必要性が大きい一方、不正な情報提供は想定し難いという理由で、情報提供ネットワークシステムを介しない特定個人情報の提供が認められている。」

※「個人情報保護ワーキンググループ」構成員、「情報保護評価サブワーキンググループ」座長
IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」座長

（3）第19条第12号による利用は個人情報保護措置の対象とならない

1）特定個人情報保護委員会のチェックから除外

・自民豊田[衆院内閣委2013 3/27]（番号法第19条第12号で）刑事事件の捜査で収集した特定個人情報については、特定個人情報保護委員会の権限が及ばないか

○向井政府参考人 刑事事件等については特定個人情報保護委員会の権限が及ばない。その理由は、刑事事件等は裁判所の規律に従うことになっているので、基本的には裁判所が一律的にそういう捜査・押収を命じ管理する、他の類似の規定におきましてもこういうふうな権限は外されている

・特定個人情報保護委員会による規制＝指導助言(50条)・勧告命令(51条)・報告立入検査(52条)

53条で、前三条の規定は、第19条第12号に規定された場合は適用除外とされている

内閣官房による逐条解説での除外理由の説明（100頁）

「適用除外としないと各手続の迅速な行使が阻害されるおそれがあり、さらに、国政調査等及び裁判所の手続は三権分立の観点から、会計検査院の検査は権限の性格上、それぞれ独立性が強く要求され、また、裁判の執行、刑事事件の捜査、犯則事件の調査は、裁判手続に付随する準司法的手続である上、密行性が要求され、一方で刑事訴訟法、国税犯則取締法等において各種の保護措置や裁判所による救済措置等が講じられていることなどから、適用除外とするものである。」

2）マイ・ポータルによる本人開示の対象にならない

①情報提供ネットワークシステムを介さないため、情報提供記録はなく、開示されない

②行政機関保有情報の自己情報開示の対象にならない

行政機関個人情報保護法 第十四条「不開示情報」

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

七 イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

3）特定個人情報保護評価の対象になるか

（特定個人情報保護評価）番号法第二十七条

行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者

の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。

①パブコメで示された内閣官房の考え方(2014年4月18日)

【意見】番号法第19条第12号で提供される特定個人情報について、特定個人情報保護評価における取扱いを明確にすべき。

【回答】「評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、規則第4条各号に当該しない限り、当該ファイルを保有する理由・根拠にかかわらず、特定個人情報保護評価の実施が必要」

②規則第4条で実施を義務付けられない事務(評価指針の解説(平成26年4月18日)43頁より抜粋)

特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務(規則第4条第1号から第7号までに掲げる特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務)は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。次に掲げる事務であっても、特定個人情報保護評価の枠組みを用い、任意で評価を実施することを妨げるものではない。

イ 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務(規則第4条第2号)

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数(以下「対象人数」という。)が1,000人未満の事務(規則第4条第3号)

③「特定個人情報ファイル」とは何か

「特定個人情報ファイル」＝個人番号をその内容に含む個人情報ファイル(法第2条第9項)

「個人情報ファイル」＝行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、・・・」(法第2条第4項)

※行政機関個人情報保護法第2条第4項

この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

④番号法第19条第12号で提供された特定個人情報は「個人情報ファイル」か

警察が押収した名簿の使用、データベース化(衆院内閣委2013年4月24日赤嶺委員への答弁)

○辻政府参考人 振り込め詐欺等の被害に遭うおそれのある方に対する注意喚起のために、警察庁において、特殊詐欺等の犯行グループから押収した名簿を集め、これをデータ化したものを都道府県警察に還元することを今やっている、平成二十四年度中に還元したものは約六十三万人分。

○赤嶺委員 番号制度が導入されれば、犯人から押収した名簿に個人番号が付番されている可能性がある。この場合の個人番号を含む個人情報の保管は可能か。

○向井政府参考人 番号法で個人番号の利用は第九条に規定した事務に限られているので、刑事事件の捜査に關しまして証拠として押収した個人番号つきの名簿を、証拠として取り調べることは認められますが、これを超えて、その個人番号をキーとして検索したりすることは認められない。

○赤嶺委員 警察が犯人グループを摘発するほど、警察には個人番号つき個人情報蓄積がされていく。こうしたデータが恣意的に利用されないか

○向井政府参考人 そういうふうなデータファイルというのが存在し、検索機能を有するというのは、それ自体が違法になる。

○赤嶺委員 違法は違法ですが、これをどうやってチェックするのか。

○向井政府参考人 特定個人情報につきましては、特定個人情報保護委員会がチェックする。その中で、一部については特定個人情報保護委員会の権限から外れている部分があるが、今おっしゃったようなことが現実に起こったと仮定すれば、それは第三者委員会の権限が及ぶ。

⑤提供をうけた特定個人情報の共有(2014年3月7日 衆院内閣委赤嶺委員への答弁)

○赤嶺委員 破防法の第二十九条は「公安調査庁と警察庁及び都道府県警察とは、相互に、この法律の実施に關し、情報又は資料を交換しなければならない。」と規定。警察と公安調査庁は、それぞれが集めた番号つき個人情報、これも交換することができるか

○向井政府参考人 「破壊活動防止法第二十九条に基づき、公安調査庁と警察庁及び都道府県警察との間で行われる破壊活動防止法の実施に關する情報または資料の交換につきましては、現在パブリックコメントにかけました番号法が委任する政令案及び番号法本体にも例外として規定はしておりませんので、このパブリックコメントにかけました案がそのまま決定すると仮定すればそういうこととなります」

4) 自治体の個人情報保護条例で提供は規制できない

やぶれっ！住基ネット市民行動の質問に対する回答(2012年10月29日質問 11月12日回答)

【質問8 1)】

番号法案第17条第11号(注：旧法案)で、刑事事件の捜査等に「番号」を含む個人情報を提供できるとなっている。多くの自治体の個人情報保護条例では、原則として外部提供を禁止しつつ「提供について法令に定めがある場合」は例外的に提供を認めることとしているが、刑事訴訟法第197条や出入国管理及び難民認定法第28条の「捜査関係事項照会」を受けた行政機関にとって、この第17条は「法令に定めがある場合」の根拠となるか。

【回答】

マイナンバー法第17条は、特定個人情報の提供禁止の例外を各号に列挙した場合に限定しており、個人情報保護条例等における個人情報の提供禁止の例外である「法令に定めがある場合」よりも厳格に制限しています。そして、法律は条例に優先して適用されることから、特定個人情報について照会(提供の依頼)を受けた行政機関は、マイナンバー法第17条各号に規定された例外に該当する場合に限り特定個人情報を提供することができます。

しかるところ、刑事訴訟法第197条の規定に基づく「捜査関係事項照会」は、マイナンバー法第17条11号「刑事事件の捜査」に該当するためこれに応じて特定個人情報を回答(提供)することは可能ですが、出入国管理及び難民認定法28条の規定に基づく照会は、「刑事事件の捜査」ではないため、これを根拠として特定個人情報を回答(提供)することはできません(これに対し、

特定個人情報でない個人情報については、出入国管理及び難民認定法第28条の規定が個人情報保護条例の「法令に定めがある場合」に該当すると考えられるため、回答（提供）できると考えられます。).

5) 「国家管理への懸念」は解消されるか

やぶれっ！住基ネット市民行動の質問に対する回答（2012年10月29日質問 11月12日回答）

【質問8 2）】

刑事事件の捜査等に提供された個人情報の利用状況は本人開示の対象にならず（行政機関個人情報保護法第14条）、第三者機関（個人番号情報保護委員会）のチェックの対象外とされ（番号法案第48条）、警察や入国管理局等に提供された後「番号」によってどのようにデータマッチングされても国民は知ることができない。「社会保障・税番号大綱」では番号制度により「様々な個人情報が、本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、・・・表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず（萎縮効果）、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない」（15頁）と指摘しているが、このような刑事事件捜査等への提供を認めて、国民に生じる「国家管理への懸念」は解消されると考えるか。

【回答】

例えば、特定個人情報を漏えいしたマイナンバー法違反の刑事事件の捜査において、証拠たる特定個人情報を捜査機関に提出することは不可欠です。他方で、捜査のために提供された特定個人情報は目的外利用が禁止され、当該刑事事件の捜査に必要な限度でのみ利用できます（マイナンバー法6条5項＝旧法案）。

また、個人番号情報保護委員会の権限の対象外ではありますが、刑事訴訟法等において押収物（特定個人情報）に対する保護措置、救済手段等が定められており、例えば、留置の必要のない押収物（特定個人情報）は還付が義務づけられ、還付に関する処分について司法機関たる裁判所への不服申立てが認められるなどしています。

したがって、個人情報の国家管理への懸念はあたらなないと考えられます。

（4）特定秘密保護法で利用事務追加を想定（2014年3月7日衆院内閣委赤嶺委員への答弁）

○向井政府参考人 「特定秘密保護法第十二条に基づきます適性評価の実施につきましては、今後、その内容や方法等の詳細についての検討が進められるものと承知してございます。したがって、特定秘密保護法第十二条第四項に基づきます資料の提出や報告の徴収における特定個人情報、番号付きの個人情報の取り扱いについても、その検討の過程において検討することとなると思っております。したがって、その検討が定まりました上で番号法の政令に規定するかどうかも決められるものというふうに承知してございます。」

〔3〕番号法の枠外での情報収集の可能性（特定秘密保護法でのアクセス等）

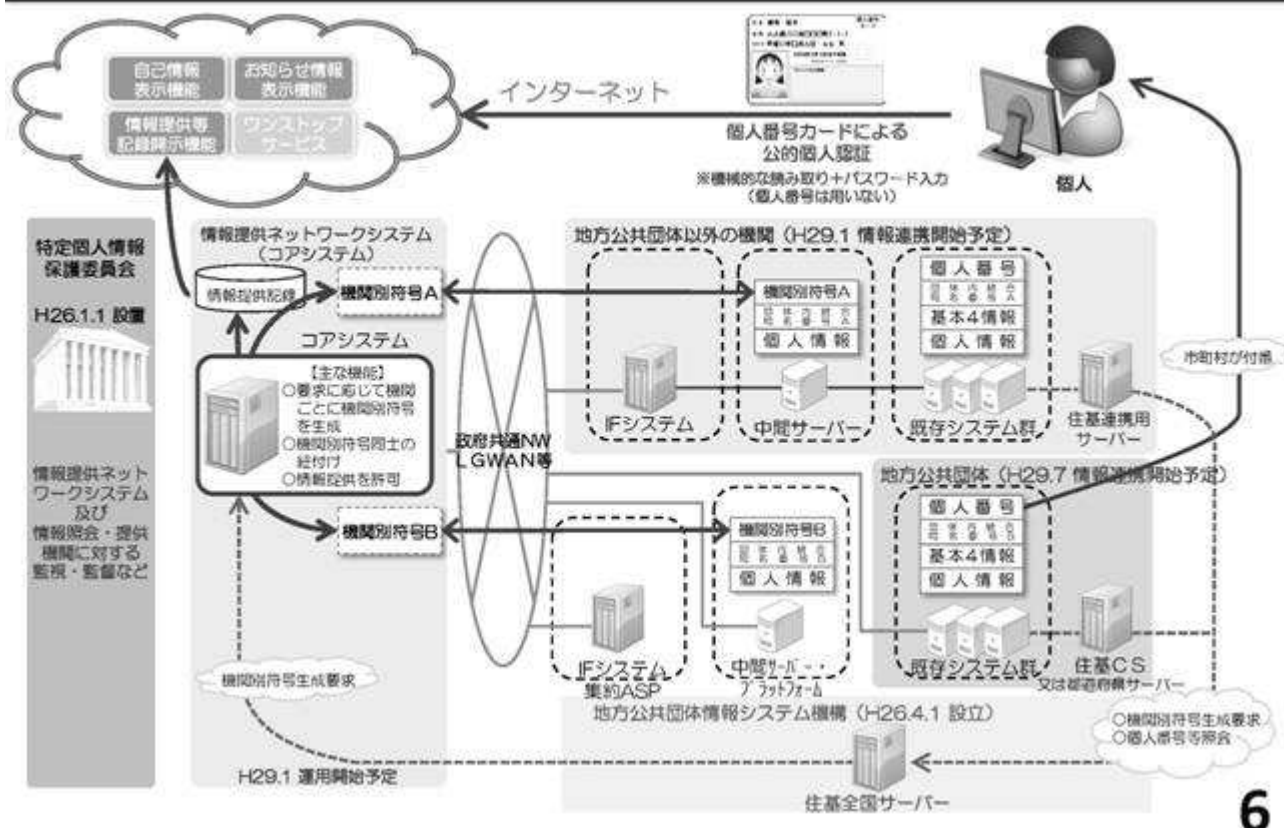
（1）情報提供ネットワークシステムにアクセスしての情報収集のおそれ

情報提供ネットワークシステムではどのような情報が流通するか

生活保護関係情報／中国残留邦人等支援給付関係情報／地方税関係情報／住民票関係情報（世帯情報）／児童扶養手当関係情報／障害児通所支援に関する情報／障害児生活支援に関する情報／医療保険給付関係情報／医療に関する給付の支給に関する情報／養育医療に関する情報／

児童手当関係情報／介護保険給付関係情報／原子爆弾被害者支給関係情報／原子爆弾被害者
 介護手当支給関係情報／母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金関係情報／母子保
 健法による妊娠の届出に関する情報など

番号制度における情報連携の概要



(2) 全住民登録者情報を保管する共同化・集約化した自治体中間サーバーへのアクセス

- ・中間サーバー＝情報提供ネットワークシステムと各自治体等の既存業務システムとの間で、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステムと既存業務システムとの情報の授受の仲介をする役割を担う。
- ・そのため既存業務システムのデータベースの原本の副本を中間サーバーのデータベースに保存し、中間サーバーにおいて情報照会・提供に係る業務を処理
- ・中間サーバーのデータベースには、全住民の所得情報、世帯情報、各福祉分野の情報等の番号法別表第二に規定する個人情報、最新の情報に更新されて保存
- ・各自治体の団体内統合宛名システムで団体内統合宛名番号と個人番号（マイナンバー）をひも付けて管理し、中間サーバーで団体内統合宛名番号と符号をひも付けて管理
- ・ハードウェア調達と運用／管理は自治体が、ソフトウェア調達は国（総務省）が行う
- ・2014年1月16日、総務省は地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化について通知。ハードウェアの整備にあたって、各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図ることが適当とし、このため、地方公共団体情報システム機構の整備・運用により、中間サーバーの拠点（「中間サーバー・プラットフォーム」）を全国2か所に用意（相互にバックアップ）し、共同化・集約化を推進。

番号制度に係る地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化の基本的考え方

- 番号制度導入に当たって、地方公共団体において整備が必要となる中間サーバーについては、次のとおりクラウドの積極的活用により、共同化・集約化を推進。

①ソフトウェア：国による一括開発

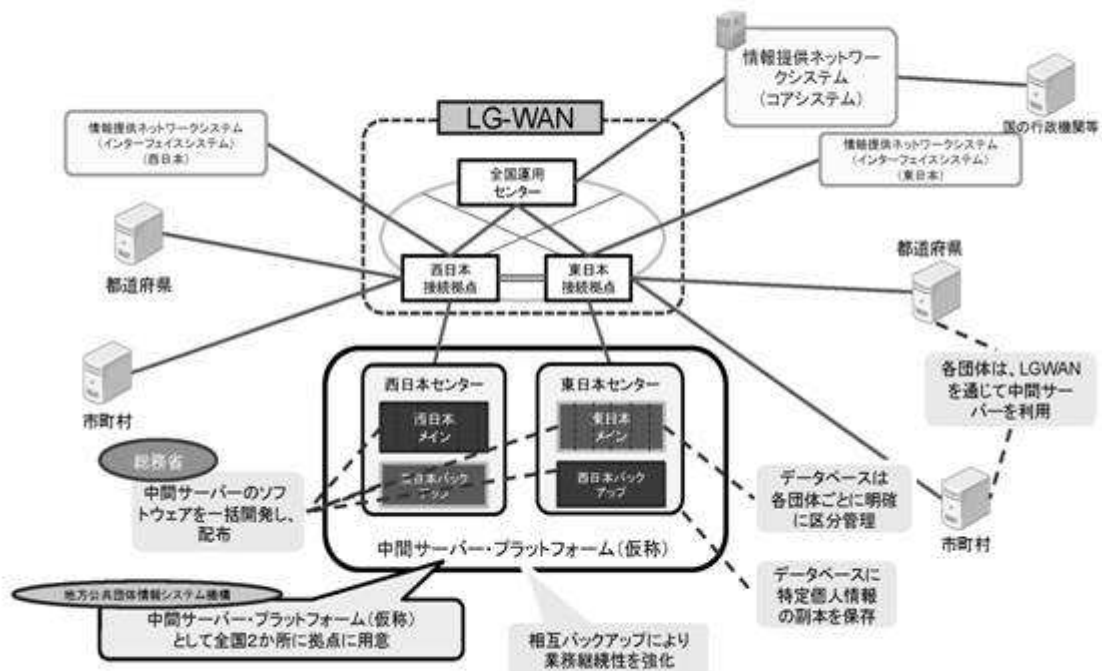
- ◆ 中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであり、国（総務省）において一括開発（平成25年度～）し、地方公共団体に配布（当該ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施）

②ハードウェア：クラウドによる共同化・集約化

- ◆ 中間サーバーのハードウェアの整備は、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることとし、中間サーバーの拠点（「中間サーバー・プラットフォーム」）を、機構が全国2か所に用意（平成26年度後半～27年度で整備）
- ⇒ LGWAN-ASPの活用
- ⇒ 機構が用意するこのプラットフォームを各都道府県・市区町村が活用
 - (a) イニシャルコスト・ランニングコストの節減、(b) セキュリティ、運用の安定性の確保につながるもの
- ※ 整備経費については、各都道府県及び市区町村の負担とし（機構への負担金）、当該負担金に応じて各団体に対して国庫補助金を交付（補助率10/10）

3

地方公共団体における中間サーバーの共同化・集約化（イメージ）



5

(3) 地方公共団体情報システム機構へのカード発行委託⇒顔写真データ管理システム

1) 顔写真管理についての国会での答弁(参院内閣委2013年5月23日米長委員への答弁)

○政府参考人(向井治紀) 写真は基本的には市町村が保管しない仕組みを考えている。番号カードを作るときに、市町村で写真を撮るのではなくて、自分の撮った写真も使えることも検討。写真を強制的に全員保管するというのはまだちょっと時期尚早。ただ、将来的には、例えば本人の意思により写真を保管してもらうというふうなことはあり得る

○国務大臣(甘利明君) 委員の問題意識、かなり共有をする。より良い確認ができる工夫したい。

2) やぶれっ!住基ネット市民行動質問への回答(2013年9月9日質問 10月16日回答)




【質問3 (3)オ】

法定受託事務である「個人番号カード」の交付は、全市町村が地方公共団体情報システム機構に委託することを想定し、さらに交付作業は民間事業者に委託することが予定されている。個人番号カードには顔写真が必須のため、顔写真データが機構に提供される。

この顔写真データについて、災害時の本人確認のため役所が管理する可能性についての質問に対し、政府参考人は写真は基本的には市町村が保管しない仕組みを考えているが、将来的には本人の意思により保管することはあり得る、ただ強制的に全員保管するというのはまだちょっと時期尚早、と説明し、担当大臣は写真の保管に前向きな答弁をしている(参議院内閣委員会2013年5月23日)。顔写真データは犯罪捜査などに利用されることが危惧される。個人番号カード発行システムと顔写真データ管理について、説明されたい。

【回答】

オ. 顔写真データについては、個人番号カード発行のため、機構の個人番号カード管理システム等において管理することを想定しています。

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口へ2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病氣、年金受給、災害等) ○市町村、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

(4) マイ・ポータルをつかった個人情報のデータマッチングとアクセス

やぶれっ！住基ネット市民行動質問への回答 2013年9月9日質問 10月16日回答

【質問4 (5) マイポータルのアクセス記録】

マイポータルは個人のあらゆる特定個人情報を集約し閲覧できるようにする仕組みであり、これ自体がデータマッチングの仕組みとなっている。この仕組みを使って行政機関や警察などが特定の個人の情報をすべて一覧することは、不正・違法ではあるが可能ではないか。

個人情報保護ワーキンググループの検討において、マイポータルへの利用者のアクセスログは残さない設計を考えていると説明されており、それに対しては不正アクセスがあった場合にまったくログが残っていないことによって対応が難しくなる危険が指摘されている（個人情報保護WG第4回2011年4月1日）。

行政機関や警察がマイポータルへ不正・違法にアクセスしていないことを、どのようにシステム的に確認できるか。

【回答】

マイポータルの自己情報表示機能は、法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する機能（番号法附則第6条第6項第1号）であり、行政機関や警察が特定の個人の情報を閲覧することはできません。


また、不正アクセス、不正操作等の不正行為発生に備え、何らかのかたちでアクセスログを記録することなどを検討しています。

※技術的・システム的には利用可能だが法的にはできない、という回答

情報提供等記録開示システムのユースケース等に係る調査研究

付則第6条第5項
○政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を設置する。

調査研究
○マイ・ポータルで想定されるサービスの中からユースケース（10件）を選定し、ITを活用したサービスの事例調査（15件）の結果と比較し、現在抱えている問題点の洗い出しや、マイ・ポータルを実現する際の課題及び課題解決策の検討。



マイ・ポータル (基本サービスイメージ)	サービス実現に向けた考え方
情報提供記録表示 ○自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ 情報提供したのを確認する機能（附則第6 条第5項）	<ul style="list-style-type: none">個人番号カードに格納される利用者証明用電子証明書による本人認証及び情報提供ネットワークシステムを活用して提供することが適当と考えられる。表示対象となる情報提供記録を幅広く取り込むよりも、<u>対象期間の指定等、シンプル且条件設定で利用者が情報提供記録を取得できるようにすることが考えられる。</u>
自己情報表示 ○行政機関などが持っている自分の特定個人 情報について確認する機能（附則第6条 第6項第1号）	<ul style="list-style-type: none">情報保有機関に対して自己情報表示を要求する際には「符号」を活用することが有効と考えられる等、<u>情報提供ネットワークシステムを活用して提供することが適切であると考えられる。</u>利用者が必要とする自己情報を容易に選択可能とするためには、検索機能を提供する必要があるが、その条件設定としては、①情報保有機関名、②自己情報の名称、③カテゴリー（分野）が考えられる。
プッシュ型サービス ○一人ひとりに合った行政機関などからの お知らせを表示する機能（附則第6条第6 項第2号）	<ul style="list-style-type: none">既存の情報システムの情報配信サービスと情報提供ネットワークシステムを活用したプッシュ型サービスを提供することが適切であると考えられる。プッシュ型サービスのお知らせへ簡単に返信する機能を提供することは利用者の利便性の向上に有効と考えられ、またこの機能は「符号」を活用することで効率的に提供できると考えられる。
ワンストップサービス（※） ○行政機関などへの手続きを一度で済ませる 機能（附則第6条第6項第3号）	<ul style="list-style-type: none">情報提供ネットワークシステムを活用した電子申請を設けるよりも、<u>既存の情報システムの電子申請の活用や、既存の情報システムの電子申請において、自己情報表示機能で確認した自己情報の活用等により、利用者の利便性の向上を図っていくべきであると考えられる。</u>

※ マイ・ポータルでは、ワンストップサービスの実現について検討されている。ワンストップサービスを実現する上で必要となる基本的な機能は、行政機関等への電子申請を行うことができる機能であるため、調査研究では、広く一般的な電子申請の仕組みについて調査、分析、検討を行った。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令

第二十六条（公益上の必要がある場合）

法第十九条第十二号の政令で定める公益上の必要があるときは、別表に掲げる場合とする。

別表（第二十六条、第三十四条関係）

- 一 恩赦法第四条の特赦、同法第六条の減刑（同条に規定する特定の者に対するものに限る。）、同法第八条の刑の執行の免除又は同法第九条の復権（同条に規定する特定の者に対するものに限る。）が行われるとき。
- 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項の規定による処分又は同法第百一条第一項に規定する犯則事件の調査が行われるとき。
- 三 地方自治法第百条第一項の規定による調査が行われるとき。
- 四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第百七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第百八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第百八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第百九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十条第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。
- 五 公認会計士法第三十三条第一項（同法第三十四条の二十一の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による処分（同法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）又は同法第五章の五の規定による審判手続が行われるとき。
- 六 検察審査会法第二条第一項第一号に規定する審査が行われるとき。
- 七 少年法第六条の二第一項又は第三項の規定による調査が行われるとき。
- 八 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。
- 九 破壊活動防止法第十一条の規定による処分の請求、同法第二十二条第一項の規定による審査、同法第二十七条の規定による調査又は同法第二十八条第一項（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十条において準用する場合を含む。）の規定による書類及び証拠物の閲覧の求めが行われるとき。
- 十 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第八条の二の規定による情報の提供が行われるとき。
- 十一 国際捜査共助等に関する法律第一条第一号に規定する共助（同条第四号に規定する受刑者証人移送を除く。）又は同法第十八条第一項の協力が行われるとき。

- 十二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査が行われるとき。
- 十三 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第二十一条の規定による共助が行われるとき。
- 十四 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定による諮問が行われるとき。
- 十五 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第九条第一項の規定による申出が行われるとき。
- 十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十九条第一項又は第二項の規定による共助が行われるとき。
- 十七 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二十九条の規定による調査、同法第七条第二項若しくは第十四条第二項の規定による立入検査又は同法第十二条第一項の規定による処分の請求が行われるとき。
- 十八 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定による諮問が行われるとき。
- 十九 個人情報の保護に関する法律第三十二条の規定による報告の徴収が行われるとき。
- 二十 行政機関個人情報保護法第四十二条の規定による諮問、行政機関個人情報保護法第四十九条第一項の規定による報告の求め又は行政機関個人情報保護法第五十条の規定による資料の提出及び説明の求めが行われるとき。
- 二十一 独立行政法人等個人情報保護法第四十二条第二項の規定による諮問又は独立行政法人等個人情報保護法第四十八条第一項の規定による報告の求めが行われるとき。
- 二十二 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第六条第一項に規定する犯罪被害財産支給手続又は同法第三十七条第一項に規定する外国譲与財産支給手続が行われるとき。
- 二十三 犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第三項若しくは第四項の規定による通知、同法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による提供、同法第十二条第二項の規定による閲覧、謄写若しくは写しの送付の求め、同法第十四条若しくは第十八条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は同法第十五条第一項若しくは第十八条第三項の規定による立入検査が行われるとき。
- 二十四 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二条第四号に規定する証拠の提供、同条第十号に規定する執行協力又は同法第五十二条第一項に規定する管轄刑事事件の捜査に関する措置が行われるとき。
- 二十五 更生保護法第八十五条第一項に規定する更生緊急保護が行われるとき。
- 二十六 公文書等の管理に関する法律第八条第一項、第十一条第四項若しくは第十四条第二項の規定による移管又は同法第二十一条第二項の規定による諮問が行われるとき。